

事 務 連 絡

令和4年4月22日

各地方公共団体（各都道府県、各市町村、各事務組合等）

公立学校に係る高等教育の修学支援新制度担当課 御中

各地方公共団体（各都道府県）

私立専門学校に係る高等教育の修学支援新制度担当課 御中

文部科学省 高等教育局

学生・留学生課 高等教育修学支援室

### 地方公共団体が担当する機関要件の確認について

平素は高等教育行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

令和4年度の機関要件の確認事務の実施については、令和4年3月18日付け事務連絡「機関要件の確認事務に関する指針（2022年度版）について」でお知らせしているところですが、文部科学省が担当する機関要件の確認については、別添のとおり大学等の設置者にその取り扱いについて周知をしているところです。

各地方公共団体におかれては、このことも踏まえ、機関要件の確認事務に関する指針（2022年度版）に基づき、機関要件の確認、公表等に向けてのご対応をお願いいたします。確認大学等の公表については、例年、文部科学省と8月中の早期公表をお願いしているところ、各機関要件確認者における審査の完了や確認大学等の公表（ホームページの掲載）の準備などの具体的な日程については、追って文部科学省より御連絡させていただきます。

このほか高等教育の修学支援新制度では、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学等を対象機関とすることとなりますので、同法に基づく確認を受けていない非対象機関である場合においては、入学希望者等に誤解を招かないよう適切な情報発信、募集活動等の徹底をお願いします。

また、令和3年7月8日に「大学入試のあり方に関する検討会議」において取りまと

められた提言の中で、「高等教育の修学支援新制度の機関要件に係る教育活動の情報公開等においても、大学入学者選抜の改善状況や優れた取組が適切に公表され、社会から評価されるようにする方策を講じることが有益と考えられる。」との旨が盛り込まれたことを受けて、既存様式中で当該内容についての任意記入を新たにお願いするものです。

様式第2号の4—①中の「入学者の受入れに関する方針」の欄に、入試に係る取組・改善状況について、該当があれば記載願います（任意）。

（参考）高等教育の修学支援新制度ホームページ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

対象となる大学等の要件（機関要件）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418410.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418410.htm)

（注）上記のホームページから、「大学等における修学の支援に関する法律・同法施行令・同法施行規則【機関要件の確認事務関係箇所抜粋】」、「確認申請書（様式）」、「機関要件の確認事務に関する指針（2022年度版）」、「機関要件の確認事務に関する指針（2022年度版）見え消し版」、「様式参考例」をダウンロードできます。

大学入試のあり方に関する検討会議 提言（令和3年7月8日）

[https://www.mext.go.jp/content/20210707-mxt\\_daigakuc02-000016687\\_13.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210707-mxt_daigakuc02-000016687_13.pdf)

（本件問合せ先）

文部科学省 高等教育局

学生・留学生課 高等教育修学支援室

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3958、3280）

e-mail: koto-syugaku-chihou@mext.go.jp

**※ お問合せは、メールにてお願いします。**